**令和２年度事業計画**

Ⅰ　農業委員会組織をめぐる情勢と課題

　　農業が基幹産業である本県では、「稼げる農業」の実現や農村景観の保全に向けて、全国に先駆けて農地集積をはじめとした独自の農地対策が講じられており、農業委員会組織へ大きな期待が寄せられている。

　　農業委員会を巡っては、平成２８年４月に施行された改正農業委員会法から４年が経過し、今年７月には県内２２の農業委員会で新体制移行後２回目の改選を迎えた。さらに、今年度は改正農業委員会法施行から５年後見直しに向けた検討が行われる予定であり、その活動や取組成果に対する関心が高まっている。

　　そのようななか、令和２年７月豪雨に伴う水害により、甚大な被害を受けた本県農業の一日も早い復旧が急がれる。

　　農地利用の最適化に向け、人・農地プラン実質化への関与の強化や、所有者不明農地の利活用への取組等、その役割や業務が拡大されている中で、豪雨災害からの復旧を念頭に、農業委員会組織は農地集積の専門家として、関係機関・団体と連携し、現場活動における着実な数値実績の積み上げを図っていかなければならない。

Ⅱ　取組方針

　　会員の相互研鑽や情報交換を重ねながら、農業委員会の委員等との連携・協力を深めるとともに、全国農業委員会職員協議会の活動とも連携を図り、「農地利用の最適化」に積極的に取り組み、農業委員会単位での活動を基礎に、本県農業委員会組織の活動成果の積み上げを図る。

　　とりわけ、農地利用の最適化の推進には、農業委員・推進委員を支える事務局職員の資質向上と委員を動かすリーダーシップが求められる。さらに、年々専門性を増していくその業務についても、職員一人一人が自助努力の下、組織運営にあたっていかなければならない。

　　当協議会では、農業委員会を巡る情勢と課題を踏まえつつ、農業委員会業務の円滑かつ適切な運営に資するための研修や支援を通し、会員相互の知識習得に努める。

Ⅲ　取組重点事項

　１　農地及び担い手対策の実効ある取り組み

　　　補助事業や交付金事業等の積極的な活用を働きかけて、農地及び担い手対策の実効ある取り組みの推進を図る。

　　　農地集積・集約化の中心的役割を担う市町村農地集積推進チームのメンバーとして、その役割を果たすとともに、農地中間管理機構等、関係機関との連携強化を図り、新規参入も含め、それぞれの地域における最も望ましい人（経営体）との農地の結びつけ（人・農地プランの実質化）の実現に向けた取り組みを強化する。

　　　また、法令業務に位置づけられている利用状況調査（農地パトロール）とその結果を踏まえた利用意向調査については、関係機関との連携・協力のもと、これらの適正な執行を通じて、遊休農地対策の成果を目指し、各種調査結果等を随時農地台帳へ反映させることでその精度向上を図る。

　　　なお、取り組みにあたっては、本県の農業委員会組織運動として掲げている「くまもと農業・最適化推進運動」における体制整備を図った上で、同運動の計画や成果としても位置づける。

　　　具体的には、地区毎または業務ごとに農業委員会内でチーム編成を行い、数値目標の達成に向けて、①進捗状況の報告会や検討会の開催、②総会の場を利用した研修会の開催、③関係機関との連携・協力体制の構築、④重点地区の設定によるモデル事例の作り上げ、の４つの取組みを実践する。

　２　農業者年金制度の普及・定着と加入目標達成に向けた取り組み

　　　農業者の老後生活の安定・福祉の向上を図るため、全ての加入資格者に制度の正確な情報を提供することを基本に、農業者年金制度の普及・定着に取り組む。

　　　とりわけ、今年度においては、平成３０年度から令和２年度の３カ年で取り組んでいる「加入者累計１３万人早期達成３カ年運動（全国の年間新規加入目標３，８００人、本県目標１７６人）」の最終年度であることから、目標達成に向けて、JAグループと連携を図りながら、組織をあげて取り組むこととする。

　３　情報提供活動の推進

　　　農業委員会関係者の情報収集と認定農業者をはじめとする地域農業者への情報提供、さらには農業委員会活動のPRを通して組織への理解を深めるため、組織紙である全国農業新聞について、農業委員・農地利用最適化推進委員、さらには職員の購読率１００％を達成するとともに、積極的に同新聞の普及推進に取り組む。

　　　加えて、農業委員会業務にかかる基礎知識の習得をはじめ、農業・農村に係る各種施策の推進機関の機能強化や関係者への施策浸透等を図るため、農業委員会関係者をはじめ、関係する機関・団体等を中心に全国農業図書の積極的な活用を働きかける。

Ⅳ　具体的事業計画

　１　総会、理事会等の開催

　　（１）総会

　　　　　年１回　１2月（書面決議）

　　（２）理事会の開催

　　　　　年２回程度　12月（書面決議）、２月

　　（３）監査

　　　　　年１回　９月

　２　研修会の開催

　　（１）「農地法を中心とした運用検討会」

　　　　　年１回　１月（県農業会議との共催）

　　（２）支部研修会

　　　　　年間、各支部にて。なお、市町村合併に伴い、支部を構成する農業委員会が少なくなっている場合は、近隣の支部との合同開催も検討する。

　３　農業委員会職員名簿の作成配布

　４　その他本協議会の目的達成に関する事項